

<別紙2>

モトスミ・ブレーメン通り及びモトスミ・オズ通りのバス路線廃止の経過

1 路線廃止に向けた経過

(1) 平成23年5月14日に、綱島街道やぐら橋の架け替え工事に伴い、ブレーメン通り経由のバス路線を木月四丁目経由での運行に変更しました。

※ ブレーメン通り経由のバスは、始発から9:30までに井田停留所から元住吉方面へ出発するバスが運行。それ以外の時間帯は、木月四丁目経由で運行。

(2) 平成24年9月頃、綱島街道やぐら橋の架け替え工事の工事箇所移動によりバス運行は可能となったが、地元町内会・商店街から、通行者の安全確保が難しいため、木月四丁目経由で運行を継続するように要望がありました。

※ 平成25年11月1日 木月地区町内会長、商店街理事長の連名で、木月四丁目経由での運行継続の要望書が提出されました。

(3) ブレーメン通り等は、狹隘道路で東急線元住吉駅への歩行者が大変多いこと、近隣小学校の通学路になっていること、平成19～22年度でバス運行中の事故が6件発生していることなど、**運行の安全性確保が最優先であることから**、交通局は、木月四丁目経由での運行に変更することに決め、**ブレーメン通り経由のバス路線を廃止することを決めました。**

(4) ブレーメン通り経由のバス路線及び停留所の廃止に当たり、「木月1丁目」が半径300m以内に代替となる停留所がないことから、平成26年2月20日に、神奈川県生活交通確保対策地域協議会（以下、「協議会」という。）で協議するため、協議会へ路線退出意向を申し出ました。

2 地域住民への対応等

(1) 平成26年5月頃、協議会での協議を行うに当たり、地元住民の意見を募るために、住民説明会の開催を地元町内会へ説明したところ、**運行再開を希望する住民から説明会の開催を反対され、開催できていません。**

(2) 平成26年6月に市議会に**運行再開を希望する請願及び路線廃止を希望する陳情**が出されました。

ブレーメン・オズ通りのバス路線再開に関する請願（平成26年6月13日）

市バス・臨港バスの「元住吉駅前経由」系統の運行路線退出に関する陳情（平成26年6月16日）

(3) 市議会環境委員会において、平成26年7月18日に現地視察、8月22日に審議を行い、改めて住民へ説明するよう意見が付され、継続審議となりました。

（※ 平成27年4月の議員任期満了に伴い、審議未了廃案となっています）

(4) 市バスでは、**運行再開を希望する住民への説明を重ねましたが、御理解はいただけていません。**

(5) 平成27年12月に、運行再開の地域及び路線廃止の地域の町内会長や商店街理事長等にお集まりいただき、**運行の安全確保が難しいことから路線廃止することを改めて伝え、代替策として、鉄道拠点駅への路線延伸や増便、井田営業所と井田病院との間の乗継便の増便、タブレット型運行情報表示器の設置という利便性向上などに取り組むことを説明しました。**

(6) 平成28年4月1日から、井田地域から小杉駅方面への増便、蟹ヶ谷・明津地域から元住吉止まりだったバスを小杉駅まで接続する路線延伸、井田営業所と井田病院との間の乗継便の増便、小杉駅東口から井田病院への急行便の新設などのダイヤ改正を行い、利便性向上を図りました。

3 路線廃止について

(1) バス路線の周辺環境の変化

① 安全性の確保が困難なこと

廃止区間（別紙）は、狭隘路で安全運行の確保が難しいことから、平成 26 年 2 月に退出を申し出ました。その後も周辺人口は増え、東急線元住吉駅の利用者も運行当時の平成 23 年度と比較して約 4,000 人増加しております。また、運行経路は近隣小学校の通学路とも重なっております。

これらのことから、当該区間では、通勤・通学の歩行者等の増加などにより、走行環境は申出したときよりも厳しくなり、安全確保が一層難しくなっている状況です。

② 代替路線でも所要時間に差がないこと

現在運行している木月四丁目経由の路線では、綱島街道の道路拡幅整備完了などによる走行環境の改善で、道路工事前の運行と所要時間に差はなくなっております。

一方、モトスミ・ブレーメン通り及びモトスミ・オズ通りの運行は、運行当時よりも通行者が増えたため、安全確認の一時停止が増えることから、所要時間は長くなると考えております。

③ 利便性の向上が図られていること

平成 28 年 4 月からは、次のとおり当該地域から小杉駅方面に接続するバス路線の延伸、増便などのダイヤ改正を行い、利便性向上にも努めております。

＜井田停留所から小杉駅方面への運行本数比較（平日ダイヤ）＞

	主な運行経路	変更前 ～H28/3	変更後 H28/4～	増減
経路変更による増便	[変更前] 杉01 井田病院～リハセン～横須賀線小杉駅～ 小杉駅北口 <small>※リハセン＝総合リハビリテーションセンター前</small> ↓ [変更後] 杉01 井田病院～リハセン～ 小杉駅東口	6便	10便	+4便
増便	杉02 井田病院～ 小杉駅東口 ～横須賀線小杉駅 杉03 井田営業所～ 小杉駅東口 ～横須賀線小杉駅	16便 病院発 6便 営業所発10便	25便 病院発 16便 営業所発 9便	+9便
統合延伸	[変更前] 川64 蟹ヶ谷方面～ 元住吉(折返し) ↓ [変更後] 杉03 蟹ヶ谷方面～ 小杉駅東口 ～横須賀線小杉駅 <small>明津や子母口の方も武蔵小杉へのアクセスが便利に！</small>		21便	+21便
井田停留所 → 小杉駅方面 計		22便	56便	+34便

＜井田病院乗継便（井田病院⇄井田営業所）の充実（平日ダイヤ・H28/4～）＞

井田営業所～井田病院方面 9便/日 → 58便/日

井田病院方面～井田営業所 16便/日 → 20便/日

計 25便/日 → 78便/日(+53便)

(2) 路線廃止の届出

当該路線には、路線廃止を望む地域と運行再開を望む地域があり、交通局はそれらの地域住民へ説明を行い、また、当該地域から鉄道拠点駅への路線新設・増便等の利便性向上に取り組みました。

しかしながら、当該地域において意見が整う見通しはなく、道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 2 号に規定する、協議会での協議が整った場合における届出は困難なものと考えております。

そのため、交通局は、当該区間には代替路線が存在していること、路線バス運行は輸送の安全性確保が第一の使命であり、当該区間での運行における安全確保は困難であることなどを総合的に勘案して、国土交通省へ道路運送法第 15 条の 2 第 1 項に基づく路線廃止の届出を行います。

なお、届出から 6 ヶ月後の平成 28 年 12 月 28 日をもって、当該路線は廃止となります。